

# 福島市中心市街地活性化協議会 規 約

## (設置)

第1条 福島商工会議所及び株式会社福島まちづくりセンターは、「中心市街地の活性化に関する法律」(以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

## (名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「福島市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)」と称する。

## (目的)

第3条 協議会は、地域における社会的・経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図るため、その実施に必要な事項に係る協議を行うことを目的とする。

## (公告の方法)

第4条 協議会の公告は、福島商工会議所、株式会社福島まちづくりセンター及び福島市のホームページを含めた広報への記載によりこれを行うものとする。

## (事業)

第5条 協議会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

### (1) 中心市街地の活性化に係る総合調整

- イ 福島市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及び、その実施に関し必要な事項についての意見提出
- ロ 福島市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ハ 福島市中心市街地の活性化に関する構成員相互の意見及び情報交換
- ニ 福島市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- ホ 中心市街地活性化のための勉強会、研修会及び情報交換
- ヘ 協議会の構成員及び地域向けの情報発信
- ト その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

### (2) 次に掲げる中心市街地活性化に関する事業の調整

- イ 市街地整備改善に関する事業
- ロ 都市福利施設整備に関する事業
- ハ 街なか居住促進に関する事業
- ニ 商業活性化に関する事業
- ホ 都市交通の整備に関する事業
- ヘ その他中心市街地の活性化に関する事業

## (構成員)

第6条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福島商工会議所
- (2) 株式会社福島まちづくりセンター
- (3) 福島市
- (4) 法第 15 号第 4 項及び第 1 号及び第 2 号の規定に該当する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(委員)

第 7 条 委員は、第 6 条各号に掲げるものが指名するものをもって充てる。

- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員が後任者を指名するものとし、任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(役員)

第 8 条 協議会に、会長 1 名、副会長若干名及び監事 2 名を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する者をもって充てる。

(職務)

第 9 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会へ報告する。

(会議)

第 10 条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の 4 分の 1 以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議)

第 11 条 協議会の円滑な運営を図るために、協議会の下部組織として実務担当者による運営会議を置く。

- 2 運営会議に委員長 1 名を置き、福島商工会議所専務理事をもって充てる。
- 3 運営会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会の設置)

第 12 条 協議会は、必要に応じて調査・研究するために分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(オブザーバー及びアドバイザーの設置)

第13条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、福島商工会議所が処理する。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

第17条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、協議会の承認を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附則

1 この規約は、平成19年10月19日から施行する。

2 協議会設立時の委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、協議会の承認を得て別に定める。

4 第13条（オブザーバー及びアドバイザーの設置）の改正規定は、平成27年6月29日から施行する。